

苫小牧工業高等専門学校債権管理及び収入金
徴収事務取扱規則

規則第86号

制 定 平成21年4月1日

一部改正 平成28年10月12日

一部改正 平成30年2月22日

(趣旨)

第1条 苫小牧工業高等専門学校（以下「本校」という。）の所掌に係る債権の管理及び収入金の徴収（以下「債権の管理等」という。）事務の取扱いに関しては、独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第34号）、独立行政法人国立高等専門学校機構出納事務取扱規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第37号）、独立行政法人国立高等専門学校機構債権管理規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第111号）及びその他の法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(債権の管理事務)

第2条 本校における債権の管理等に関する事務は、総務課において行う。

(債権の種類及び債権発生等の通知)

第3条 収入金に係る債権の種類及び債権の発生、変更、消滅（以下「債権発生等」という。）に関する通知義務者、通知事務担当係並びに通知の時期については、別表第1に定めるところによる。

- 2 別表第1に掲げる債権以外の債権発生等に関しては、別表第2に定めるところによる。
- 3 通知義務者は債権発生等があったときは、収入金調査書に証拠書類を添付して、出納命令役へ通知するものとする。

(納入の通知及び督促)

第4条 出納命令役が行う納入の通知は、次によるものとする。

- 一 授業料債権及び寄宿料債権 独立行政法人国立高等専門学校機構学納金収納業務一元化処理要領（平成19年11月7日付け事務局長裁定）（以下「機構学納金収納業務一元化処理要領」という。）第8条の規定に基づき、振込金額等を通知するものとする。
 - 二 入学料債権 入学料の免除又は徴収猶予の申請をした者で、免除若しくは徴収猶予を不許可とした者又は半額免除若しくは徴収猶予を許可した者については、決定の通知をした日とする。
 - 三 前各号以外の債権 その債権を確認した日（履行期限の定めのあるものについては、その確認した日と当該履行期限から起算して20日前の日とのいずれか遅い日）後、直ちに行うものとする。
- 2 授業料債権及び寄宿料債権の督促については、学納金収納システムを利用して督促通知を作成するものとする。
 - 3 前項以外のその他の債権の督促については、出納命令役が必要と認めたとき、その都

度行うものとする。

(債務者等の変更通知)

第5条 通知義務者は、既に発生している債権の債務者及び連帯保証人等の氏名、住所に変更があったときは、遅滞なく出納命令役へ通知するものとする。また、債権に関する契約等の内容の変更についても同様とする。

(特例)

第6条 この規則により難しい事項及び定めのない事項については、その都度出納命令役が決定するものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行に伴い、苫小牧工業高等専門学校債権管理及び歳入徴収事務取扱要項（平成14年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成28年10月12日から施行し、平成28年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

収入金に係る債権

| 債権の種類 | 収入予算 | 通知義務者 | 通知事務担当係 | 事項 | 通知の時期 | 備考 |
|-----------|---------|-------|----------------|--------------------|-------------------|----|
| 授業料債権 | 授業料 | 学生課長 | 教務係 | 在学生 | 4月1日 許可又は決定した時 | |
| | | | | 入学生（新編転再） | | |
| | | | 休学・復学・退学・除籍・修了 | | | |
| | | | 分納（取消含む） | | | |
| | | | 学生係 | 免除・徴収猶予（取消含む） | 許可又は決定した時 | |
| 入学料債権 | 入学金 | 学生課長 | 学生係 | 免除・徴収猶予申請 | 申請を受理した時 | |
| | | | | 免除・徴収猶予（取消含む） | 許可又は決定した時 | |
| 検定料債権 | 検定料 | 学生課長 | 教務係 | 免除（取消含む） | 許可又は決定した時 | |
| 寄宿料債権 | 寄宿料 | 学生課長 | 寮務係 | 在寮生 | 4月1日 | |
| | | | | 入寮生 | 許可又は決定した時 | |
| | | | | 退寮・免除（取消含む） | | |
| 宿舍使用料債権 | 職員宿舍貸付料 | 総務課長 | 施設管理係 | 継続入居 | 4月1日 | |
| | | | | 新入居・退去 | 決定した時 | |
| | | | | その他の変更 | 変更した時 | |
| 不用物品売払代債権 | 雑入 | 総務課長 | 調達係 | 不用物品の売払代 | 契約した時 | |
| 刊行物売払代債権 | 雑入 | 学生課長 | 図書係 | 文献複写代 | 発生した時 | |
| 物件使用料債権 | 雑入 | 総務課長 | 施設管理係 | 不動産の使用料 | 許可又は決定した時 | |
| 物件貸付料債権 | 雑入 | 総務課長 | 調達係 | 物品の貸付料 | 許可又は決定した時 | |
| 財産利用料債権 | 雑入 | 総務課長 | 企画調査係 | 成果有体物提供、著作権及び特許権収入 | 発生した時 | |
| 産学連携等債権 | 受託研究料 | 総務課長 | 企画調査係 | 受託研究 | 契約又は変更した時 | |
| | 共同研究料 | | | 共同研究 | | |
| 受託事業等債権 | 受託事業料 | 総務課長 | 企画調査係 | 受託事業 | 契約又は変更した時 | |
| | 受託試験料 | | | 受託試験 | 発生した時 | |

| | | | | | | |
|------------------|----|--------------------|------|--------------------|---------|--|
| 返納金債権 | 雑入 | 総務課長 又は 学生課長 | 各担当係 | 支出に係るもの（契約・旅費・給与等） | 事実を知った時 | |
| 延滞金債権 | 雑入 | 総務課長 | 財務係 | 収入・戻入・返納金に係るもの | 発生した時 | |
| 弁償金及び損害賠償 金債権 | 雑入 | 総務課長 又は 学生課長 | 各担当係 | 弁償及び違約金 | 発生した時 | |
| 手数料債権 | 雑入 | 総務課長 | 各担当係 | 各種手数料 | 発生した時 | |

別表第2（第3条関係）

収入金に係る債権以外の債権

| 債権の種類 | 通知義務者 | 通知事務担当係 | 債権発生等の内容 | 通知の時期 | 摘要 |
|----------|-------|---------|-----------------|-------|----|
| 光熱水料等立替金 | 総務課長 | 調達係 | 光熱水料等の私用分に係る立替金 | 立替した日 | |